

仕 様 書

(施設整備および運営等の要件)

「守山市認可保育所設置・運営法人募集要項」(以下「要項」という。)に基づき応募し、選定された法人(以下「法人」という。)は、認可保育所(児童福祉法第 39 条に規定する保育所。以下「保育園」という。)の施設整備および運営等にあたり、以下の仕様を満たさなければならない。

1 施設整備予定地について

施設整備については、法人が実施するものとし、保育園の施設整備およびその他施設の設置に要する経費、用地の整備等に要する経費は、事業者が負担するものとする。

- (1) 保育園の整備予定地(土地)については、必要な認可定員に対応できるだけの広さのものとし、法人自身で確保すること。
- (2) 保育園を設置・運営するにあたり、保育園の安定的な事業継続性の観点から法人が所有する土地の場合、原則として、第三者の抵当権や地上権、賃借権といった権利関係がない状況とし、また、土地を借りて保育園を整備する場合は、その賃貸借期間が長期間となるよう貸主の確約を得ておくこと。
- (3) 公募条件を踏まえた具体的な設計や建物の位置(配置図・平面図等設計関係資料)などを地域等に適切な時期に提示し説明を行うこと。
- (4) 保育園整備予定地の地域等と周辺の保育施設等運営者に対して保育園運営について理解していただき、地域などと良好な関係を築いておくこと。
また、地域などに保育園設置に関して理解していただくための説明会を実施するなど丁寧な対応を行うとともに地域などとの連携を図り、信頼関係の維持向上に努めること。
- (5) 備品・工作物については、法人自身で準備すること。

2 整備の要件

- (1) 園舎建設場所の自治会と協議する中で、事業着手前に安全対策や整備工事に関する地域住民への説明会や個別協議を実施すること。
- (2) 児童福祉施設の設備および運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)および滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 24 年滋賀県条例第 64 号)等、基準を定める法令を遵守すること。
- (3) 守山市開発行為指導要綱(平成 9 年守山市告示第 244 号)ならびに建築関連法令および消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等、関係法令を遵守すること。
- (4) 送迎用駐車場については、必要数確保することとし、場内の渋滞緩和および出入口

の安全対策を講じること。

- (5) 良質な保育環境を整え、たくましい心身の発達を促すため、屋外遊技場（以下「園庭」という。）を整備すること。なお、年齢に応じた遊具を設置すること。
- (6) 園舎および園庭については、景観や環境に配慮した設計とし、防音措置（防音壁の設置等）を講じること。なお、詳細設計にあたっては、市と事前協議するとともに、隣接者の意見を取り込んだものとする。
- (7) 園庭には季節を感じられる樹木を植栽することとし、その選定にあたっては、市と事前協議するとともに、隣接者の意見を取り込んだものとする。
- (8) 公共下水道に接続すること。
- (9) 工事の施工にあたっては、騒音、安全対策、工事車両通行等に留意する等、地域に対し配慮すること。

3 建設資金等

- (1) 法人は、国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づき市が行う補助等、適用可能な公的補助を受け、無理のない資金計画により建設事業を実施すること。ただし、補助制度が変更となった場合は、変更後の補助制度に基づくものとする。
なお、国の補助の採択が得られない時は、自己資金および借入金をもって対応すること。
- (2) 施設整備にあたっては、補助金を活用するため、補助金申請の手続き、更には、事業実施後の検査等に対応すること。なお、本補助金は事業精査による補助返還が生じるため、予めこれを承知することとし、返還が生じた場合は、市の指定する金額を速やかに返還しなければならない。
- (3) 補助金を利用した場合、事業により取得した不動産およびその従物等は、国が定める期間を経過するまで市長の承認を受けずに目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。また、市の承認を受けて財産を処分することによって収入があった場合、補助金を市に返還すること。
- (4) 資金借入等、保育園の建設にかかる諸手続きは、法人が行うこと。

施設整備補助（参考）

区分	補助基準額	補助率
保育園整備	289,080 千円	左記の 3/4 額を上限とする

※ 補助基準額については、令和5年度の補助単価により試算した参考額である。

4 埋蔵文化財発掘調査の実施

市文化財保護課と調整の上、工事の着工までに終わらせること。

5 保育園の運営等の要件

設置する保育園は認可保育園とし、その運営条件等は次のとおりとする。

(1) 定員

90名程度

※待機児童解消等のため、定員の弾力運用による受入拡大に努めること。

(2) 運営

ア 令和8年3月31日までに保育園の認可を受け、令和8年4月1日から運営開始すること。万が一、4月1日開所にできない場合は、理由の如何を問わず、法人の責任において入所予定児の保育を確保すること。ただし、やむを得ないと市長が認めた場合はこの限りではない。

イ 児童福祉法等を遵守するとともに、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づく保育を実施すること。また、幼児に対しては「守山市教育行政大綱」の基本理念「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」のもと、「守山市幼児教育・保育カリキュラム」に沿った幼児教育・保育を提供すること。

ウ 事業の全部または主要な業務を第三者に委託または請け負わせることはできない。なお、給食調理や清掃等の業務については、委託することができるものとする。

エ 関連する法令をはじめとした条例等の規定を遵守し、業務を実施すること。

(3) 運営経費

保育園は、市より支払う委託費および市が定める各種補助金により運営するものとする。

ア 委託費（子ども・子育て支援法附則第6条第1項に基づき算出する経費）

イ 市が定める各種事業費補助

※参考（守山市補助金 一部抜粋）

(ア) 守山市保育士等特別配置事業費等補助金（平成24年告示第109号）

a 守山市の保育士定数の基準を確保するため、市の基準に基づき低年齢児担当保育士を特別配置した保育園に対して補助を行う。

b 地域活動の推進ならびに虐待の早期発見および未然防止を図り、地域と家庭の連携を強化するため、地域担当保育士を配置した保育園に対して補助を行う。

(イ) 守山市障害児保育事業費補助金（昭和56年告示第16号）

障害を有する児童または障害の疑いのある児童であって、守山市就園推進検討委員会または守山市就園推進協議会の答申に基づき障害児担当保育士を配置した保育園に対して補助を行う。

- (ウ) 守山市就学前教育事業運営助成金（平成 15 年告示第 70 号）
 社会福祉法人等が行う保育事業等の運営に対し、入所児童の処遇向上、職員の資質向上、施設整備費等に充てる経費の一部を助成する。
- (エ) 守山市給食調理員特別配置費補助金（平成 5 年告示第 60 号）
 児童が食する給食の資質の向上を図るため、国の基準を超えて調理員を特別配置した保育園に対して補助を行う。
- (オ) 守山市保育研究活動事業費補助金（平成 23 年告示第 130 号）
 児童の処遇向上のために行う職員の研修および研究活動に要する経費として補助を行う。
- (カ) 守山市保育所地域活動事業費補助金（平成 2 年告示第 4 号）
 地域における児童の福祉の向上を図るため、子育て支援事業および世代間交流事業等を実施する保育園に対して補助を行う。
- (キ) 守山市延長保育事業費補助金（平成 11 年告示第 90 号）
 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、開所時間を延長した保育園に対して補助を行う。
- (ク) 守山市一時預かり事業費補助金（平成 22 年告示第 219 号）
 断続的・短時間就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の一時的な保育を行う保育園に対して補助を行う。
- (ケ) 守山市保育実施児童災害補償加入費補助金（平成 7 年告示第 50 号）
 法人立保育園に委託した児童の災害補償制度を確立するため、保育園においてスポーツ振興センター共済等に参加した場合に共済掛金または保険料の支出に対し、1/2 以内において補助を行う。
- (コ) 守山市保育所等使用済みおむつ処理事業補助金
 職員および保護者の負担を軽減し、職員の感染症対策を支援するため、保育園等で使用済みおむつの処理に補助を行う。
- (カ) 守山市保育士等確保事業費補助金
 認可保育施設が行う保育人材の確保に関する取組に対し補助を行う。
- ※延長保育および一時保育の実施について、法人はあらかじめ守山市と協議のうえ利用料を定め、法人の収入とすることができる。

モデル試算 定員 90 名 ※詳細は別紙のとおり	
運営委託料	106,894 千円（年額）
補助金	22,475 千円（年額）
合計	129,369 千円（年額）

(4) 保育の内容

ア 開園時間等

保育園の保育時間等の条件は次のとおりとする。ただし、特別保育事業の実施により当該条件の範囲を超えることは差し支えない。

(ア) 通常保育時間

月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時まで

(イ) 延長保育時間

午後6時から1時間以上実施すること。

(ウ) 閉園日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年1月3日までとする。

※ 保育時間や閉園日等については、市と協議により変更可能とする。

イ 特別保育事業の実施

特別保育事業として次に掲げる事業を実施すること。

(ア) 乳児保育事業（生後3ヶ月から）

(イ) 障害児保育事業

(ウ) 低年齢児保育事業

(エ) 延長保育事業（午後6時から1時間以上）

(オ) その他事業

ウ 給食

給食については、原則自園調理を行うものとし、アレルギーにも対応したきめ細やかな提供に取り組むものとする。

(5) 職員の配置に関する事項

ア 職員配置については、市の基準に準じた配置とし、その配置にあたっては、市より別途補助金を交付する。（低年齢児・障害児保育等）

イ 園長については、保育理念、子どもの発達観など保育に関する専門的知識を有し、保育事業に対する使命と責任感のもと円滑な園運営を行い、リーダーシップおよびマネジメント能力を兼ね備えた人物を配置すること。また、園長は専任とし、常駐するものとする。

ウ 主任については、園長を補佐し、円滑な園運営と保護者および地域社会に対する指導性と適応能力を有する経験のある保育士を配置すること。

(6) 保護者との連携に関する事項

保護者との信頼関係を構築するため、次のとおり、保護者会と連携を図るとともに、その活動を積極的に支援するものとする。

- ア 保護者会と保育園との定期的な話合いの場を設けること。
- イ 保護者からの要望・苦情等の対応窓口および第三者委員を設置すること。
- ウ 年1回以上のアンケート調査を実施し、公表すること。

(7) 監査等に関する事項

- ア 行政（国、県、市）および第三者評価機関による監査を受審し、保育園の適正管理と保育の質の向上に努めるものとする。
- イ 法人による自己評価や外部評価等については、児童の視点に立った評価を行い、その結果を公表するとともに、改善すべき箇所があった場合はただちに改善を行い、保育の質の向上に努めること。

(8) 各種協議会への加盟

守山市保育協議会および守山市幼児教育研究会等に加盟し、他園との情報交換や調整を図る中で、円滑な園運営と職員の資質向上に努めるものとする。

(9) その他の重要事項

- ア 児童の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱をしてはならない。
- イ 児童福祉関係機関および教育関係機関との連携・協力を努めること。
- ウ 保育園の有する専門的機能を地域の子育て支援に活用すること。
- エ 保育料等以外の過度な追加費用が生じないように配慮すること。
- オ 地域住民の生活環境を保持するため、送迎時の生活道路の通り抜けや路上駐車等の禁止について、保護者への指導を徹底すること。
- カ 整備時および開園後の課題を共有し解決するため、必要に応じて市および自治会と構成する三者協議の場を設けること。なお、本協議にかかる開催や調整、連絡等の事務は法人が処理すること。
- キ 地域型保育事業所から連携園の申出があった場合は積極的に協力すること。
- ク 個人情報保護を徹底するとともに、個人情報以外の情報は、積極的に保護者等に公開すること。
- ケ 守山市の待機児童解消に積極的に協力すること。
- コ 年度当初・途中において、保育の利用希望者が定員に達しない場合について、市は一切の責任を負わない。また、年度途中においても、保護者が入所要件を満たさなくなった場合の入所解除や他園への転園についても同様である。
- サ その他、市と締結する各契約事項については、誠実に履行すること。
- シ 本仕様を満たさない提案および未提案については、仕様書を優先するものとする。

2 スケジュール

令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・文化財発掘調査等（時期は文化財保護課と調整すること）・施設整備工事（6月～）・施設設計および開発協議等の実施（6月～）・施設整備補助金事前協議（6月頃）
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・施設整備工事（継続）・保育園設置認可協議（県へ）
令和8年度	<ul style="list-style-type: none">・保育園開園（4月）

※ 国の補助金のスケジュールについては、事業者決定後、速やかに申請する必要があるため、提出書類については事前に確認しておくこと。また、国の事前協議、内示等が遅れる場合があるため、スケジュールの変更等に柔軟に対応するよう努めること。